

“自分らしさ”を生かした未来へ



CONTENTS

特集：

「DV=ドメスティック・バイオレンス」

1. 動き出したドメスティック・バイオレンス防止法
弁護士・林 陽子
2. ひとりで悩んでいませんか？
国・県の対応・支援の取り組み

センター事業報告

- ・平成14年度男女共生シンポジウム&パネルディスカッション
「女性議員が増えれば日本が変わる？」
- ・地域リーダー養成講座(基礎コース)
- ・未来館フォーラム「創造都市への挑戦」

センター事業紹介

- ・参加者募集のお知らせ

未来館であいましょう

- ・福祉機器展示室利用のご案内

福島県からのお知らせ

動き出した ドメスティック・ バイオレンス防止法

弁護士 林 陽子 福島県男女共生センターアドバイザー

1 DV防止法の成立

2001(平成13)年10月13日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称「ドメスティック・バイオレンス(DV)防止法」)が施行されました。この法律は、配偶者やパートナー(事実婚の相手方)からの暴力を防止することを目的としています。配偶者という言葉には夫も妻も含まれますので、「夫からの暴力」も「妻からの暴力」も対象になります。言つまでもないことながら、配偶者間での暴力の圧倒的多数は妻が被害者です。家庭内における暴力は必ずしも最近に始まったものではありませんが、これまでは被害者が「自分の家庭で暴力が起こっていることを知られるのは恥である」と思いがちであり、警察や司法も「民事不介入(家庭内の問題のような私事には介入しない)」の原則をたてに積極的な関与をしなかったため、被害者の保護が十分に図られていませんでした。しかし、1993年の国連総会において「女性に関する暴力撤廃宣言」が採択され、1995年の第4回世界女性会議(北京会議)において「女性に対する暴力が重要なテーマとされたこと」により、日本国内でもDVに対する関心が高まりました。NGOによる熱心なロビーイングや超党派の女性国會議員の努力によって、日本でもついにDV法が成立しました。

2 DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

ドメスティック・バイオレンスという、殴る蹴るなどの身体的な暴力を思い浮かべる方が多いのではないだろうか。もちろん、このような身体的暴力もDVに含まれます。

しかし、前述の国連決議など、国際的な定義では、次のような言動もDVであるとされています。

「心理的暴力」

- ・何を言っても無視する
- ・交友関係を細かく監視する
- ・生活費を渡さない、あるいは支出について細かく監視する
- ・侮辱的な発言を繰り返す

「性的暴力」

- ・妻やパートナーの望まないセックス(不快なポーズなど)を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・ポルノビデオや雑誌を無理に見せる

弁護士として相談を受けたケースの中でも「夫から永年にわたって『俺と同じだけ給料を稼いでから文句を言え』、『おまえなんか雇ってくれるところはない』と言われ続けたため、自分にすっかり自信をなくしていた」といった心情を語る女性が少なくありません。これらも「言葉の暴力」であり、DVです。言葉の暴力は、それだけでは次に述べる保護命令の対

象とはなりません(保護命令が身体的暴力のみを対象としているため)が、言葉の暴力を継続された結果、PTSD(外傷後ストレス障害)犯罪被害のような非常にショッキングな体験をした人が、長期にわたって恐怖感が繰り返されたり、不眠などに苦しむこと)の症状が認められる場合には、「身体的暴力」があったものとみなされます。

3 DV法の概要

今回施行されたDV法の最大のポイントは、「保護命令制度」の創設です。これは、被害者が配偶者(事実婚を含みます)からの暴力によって、生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者の申立により、裁判所が、その配偶者に対して6ヶ月間の接近禁止(「接近禁止命令」)や2週間の住居からの退去(「明け渡し命令」)を命ずるといったものです。DV法成立以前は、「接近禁止の仮処分」という制度が利用されてきましたが、審理に数ヶ月かかる場合があったり、裁判所から命令を出してもらうには保証金を積まなければならぬなど、必ずしも利用しやすい制度ではありませんでした。DV法の施行後、全国ですでに数百件の保護命令が出されていますが、平均審理日数は10日未満となっており、また保証金も不要ですので、これまでの仮処分手続と比べると迅速な処理がなされていると言えます。

さらに、保護命令制度が画期的なのは、加害者が保護命令に違反した場合には、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることです。これも従前の仮処分制度にはなかったことです。実際に、命令違反での逮捕者も出ており、実刑判決が下されるなど、加害者と被害者を引き離し、被害者の安全を確保する、という法律の目的が達成されつつあります。

DV法によって各都道府県は「配偶者暴力支援センター」を創設することになりました。これは被害者に対し、相談、心理学的な指導、一時保護、自立のための情報提供などを行う機関で、都道府県の設置している婦人相談所その他の施設が支援センターの役割を果たすことになっています。福島県では男女共生センターもその役割を担うことになりました。被害者の緊急の一時保護に関しては、全国各地でシェルターと呼ばれる「隠れ家」を民間の女性たちがつくって、被害者を支援しています。

国や自治体はDVをなくすための啓発・関係者の研修を行うことも、法律で明記されました。こうした意識啓発の活動にも、民間で活動する女性たちの経験が活かされることを期待します。

4 これからの課題

DV法ができたことで、これまで「これは自

分の個人的な問題なのではないか」と沈黙をしてきたDVの被害者が、自分が被害者であると自覚をし、救済を求める声をあげられるようになってきたことは大きな変化だと思えます。自治体も地域社会も、このような被害者の置かれた立場を理解し、自立を支援していかなければなりません。

他方、この問題の根本には、女性の経済的な自立の困難さがあります。雇用の平等をはかり、家事や育児、介護が女性の役割とされる現実を変え、男女共生社会を創り上げていくことが、究極的な問題解決に必要です。



林 陽子(はやし よここ)

弁護士。福島県男女共生センターアドバイザー。女性の権利確立のためのさまざまな活動に積極的に参加。1995年の第4回世界女性会議(北京会議)日本政府代表団顧問を務め、現在は、内閣府男女共同参画局「男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会」委員、社団法人自由人権協会理事なども務める。共著書「働く女性たちの裁判」(学陽書房)、共訳書「女性への暴力」(シャーマン・パピオー著 明石書店)などがある。

る婦人相談所などの「配偶者暴力相談支援センター」で一時保護を受けたり、申立てを受けた地方裁判所が加害者へ対しての保護命令を発令することができるようになりました。

また、身体的な暴力だけでなく精神的な暴力などについても「配偶者暴力相談支援センター」での医学的・心理的な相談やさまざまな情報提供により、被害者の自立援助を支援することが義務づけられました。

このDV防止法は女性から男性への暴力も対象としています。

県の取組み

福島県では、平成14年4月1日に施行された「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」(第7条第2項)において、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を含む)を行うつてはならないと定められました。

さらに、福島県では、福島県婦人相談所を改築し、「福島県女性相談・保護援助センター」

県内の「配偶者暴力相談支援センター」とその役割

(仮称)を設置します(平成16年4月から業務開始予定)新施設は福島県婦人相談所の約2倍の広さで、相談室はもちろん、保護された被害者が部屋に閉じこもらず運動できるような体育館、子どもを連れて相談を受けられる保育室なども設置され、さらに、施設周辺に監視カメラを設置するなど、被害者などの安全に配慮した施設です。

DVの被害者に対する相談や支援は、福島県婦人相談所・県内各地の保健福祉事務所・福島県男女共生センターなどの「配偶者暴力相談支援センター」で行っております。

福島県内におけるDV被害の救済について

「配偶者暴力相談支援センター」と定められた施設でも、DVに関する業務の範囲が異なる場合がありますのでご注意ください。

- 1 被害者からの相談への対応、婦人相談員及び相談機関への紹介
- 2 医学的、心理学的な指導、その他必要な指導
- 3 被害者等の一時保護
- 4 被害者の自立支援のための情報提供、その他の援助
- 5 保護命令制度の利用についての情報提供、その他の援助
- 6 被害者保護のために施設の利用についての情報提供、その他の援助

郡山市 TEL 0249(24)2411
会津若松市 TEL 0242(32)4470
喜多方市 TEL 0241(24)5229
いわき市 TEL 0246(22)7621
福祉事務所でも相談を受けることができます。
福島県婦人相談所: TEL 024(522)1010
なお、福島県警察の相談窓口は
・福島県警察相談センター
TEL 024(533)9110
・各警察署の相談窓口です。

施設の名 称	1	2	3	4	5	6
福島県婦人相談所 ☎024(522)1010						
福島県県北保健福祉事務所 ☎024(534)4155						
福島県県中保健福祉事務所 ☎0248(75)7809						
福島県県南保健福祉事務所 ☎0248(23)1538						
福島県会津保健福祉事務所 ☎0242(29)5278						
福島県南会津保健福祉事務所 ☎0241(63)0305						
福島県相双保健福祉事務所 ☎0244(26)1134						
福島県男女共生センター ☎0243(23)8320						

DV被害者保護に関するQ&A

Q 被害者は保護命令の申立てができるそうですが、保護命令とは何でしょうか？

A 配偶者から暴力を受けた場合、被害者は保護命令の申立てを地方裁判所に提出することができます。この保護命令は、裁判所が加害者に対して出す命令で、以下の2種類があります。

接近禁止命令
加害者に対し、6ヶ月間、被害者につきまといたり、住居、勤務先など被害者が通常いる場所の近くをはいかいたりすることを禁止するものです。この命令は、再度の申立てをすることができます。

退去命令
加害者に対し、2週間、家から出て行くよう命ずるものです。この退去命令は、夫婦が生活の本拠を共にする場合のみ、出されます。

Q 被害者に近寄ったなど、保護命令に違反した加害者はどうなるのでしょうか？

A 保護命令に違反することは犯罪です。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

Q DV防止法やDVのことについてもっと知りたいのですが？

A DV防止法については、内閣府男女共同参画局のホームページに詳しい解説が掲載されています。また、当センター図書室にもDVに関する図書資料なども備えていますので、そちらを貸出・閲覧等でご利用ください。

平成14年度男女共生シンポジウム

女性議員が

増えれば

日本が変わる？

と き：平成14年6月2日(日)13時30分～16時
と ころ：福島県男女共生センター 研修ホール

平成14年6月2日(日)に「女性議員が増えれば日本が変わる？」と題し開催された男女共生シンポジウム。

第一部は、元文部大臣で、女性候補者支援ネットワーク「WIN WIN」の代表でもある赤松良子氏を講師として迎え基調講演を、第二部は、パネリストとして赤松氏を始め、毎日新聞社編集委員の岸井成格氏（しげただ）、衆議院議員（宮城県選出）の鎌田さゆり氏、前群馬県議会議員の吉川まゆみ氏を迎え、下村満子館長のコーディネートによりパネルディスカッションを実施しました。

その内容を要約してご紹介します。

第1部 基調講演

講師 赤松 良子氏
（元文部大臣、「WIN WIN」代表）



今日は「女性議員が増えれば日本が変わる？」というテーマで、クエスチョンマークが付いています。実は、「WIN WIN」では去年の11月1日に東京の憲政会館でシンポジウムをいたしました。それは「女性議員が増えれば社会が変わる」というほとんど同じテーマでした。この時のテーマには、「社会が変わる」とクエスチョンマークが付いていない。でも、この時もパネルディスカッションをやる前は付いていたんです。付いていたけれども、やってみたら「変わるよ、きつ」というふうな思いえたわけです。今日も、このテーマに書いてあるクエスチョンマークは消してお帰り下さい。変わるんですよ。

どう変わるかについて、鎌田さゆりさん

は、「女性が増えれば町がきれいになる。人間もきれいになる。環境がきれいになる。」と、とにかく具体的に言っています。それから他の人が、どのように変わると言っているかというと、女性に関係の深い問題である子育ての問題、生活の問題のようにならぬことだと言われていたものが、大事なことだと言われるようになるということなんです。それは明らかに変わることだといわなければ。

それからこのように言われる方もおります。女性と男性には生物的な違いというものがある。子どもを生むことに関連するいろんなことについて、例えば産前産後の問題なんていうものは、女性はすぐわかるけれども、女性の議員が誰もいなかったら何もしてくれない。女性がちゃんと議員としてがんばれば、そういう問題に対する対処の方法というものは、きちんとはずさずだといわなければ。

それからもう一人おもしろいことを言った方がいます。その方は子どもを男と女と同じように育てて、男と女で何が違うかと思っただけで、男の子は攻撃的だということですよ。彼女は、政治の世界やいろんな社会で男が支配していることよって、非常に攻撃的な文化というものが生まれて、良くないと言っている。女性と男性がもっとバランス良くなった方がよい。女性が増えることによって変わるでしょう、ということを書いてあります。

このように、具体的にいろいろ違う、変わるというところが出てきて、それは良い方向だと思えました。だから、「女性議員が増えれば日本が変わる」、「クエスチョンマークはなし」。

第2部 パネル ディスカッション

パネリスト

赤松 良子氏

岸井 成格氏しげただ（毎日新聞社編集委員）

鎌田さゆり氏（衆議院議員・宮城県）

吉川まゆみ氏（前群馬県議会議員）

コーディネーター

下村 満子館長（福島県男女共生センター）

なぜ、女性議員が必要か。

下村：どついつ理由で女性議員が必要なのかについて、本来女性の方が悪いことをしないからか、それとも今の日本の政治腐敗を見て、男ばかりでは何ともしようがないということなどで女性が増えた方がいいのか、どのようなお考えでいらっしゃいますか。



下村 満子館長



岸井 成格氏しげただ

岸井：女性の特徴として、潔癖性とそれから直截性があると思います。冷戦が終わって、日本が昭和から平成になった転換期の1989年、あの時代から大きく変わってきているものがあります。それで、命の問題と人権の問題というのは人類共通の価値観になったし、地球規模でそういう意識変革が同時に進んでいます。そうすると、そういう感覚で一つ一つの政治や経済現象を見ていくという視座が、今までの組織に慣れた男性にはなかなか難しいんですね。そこに人権問題とか環境問題とか、何よりも命の問題をどう考えるかという基準を置く感覚が、女性の方が圧倒的に強いし、説得力があるんですね。

赤松：女性議員が増えて、世の中の汚いことも経験すると、妥協的なこともできるよつになり、その代わりクリーンだなんて言ってもらえなくなるかもしれない。でも今のところは既得権にがんじがらめになっている女性はほとんどいないんだから、そういう人が政界に出ていくことが、やっぱり良いことなんじゃないかと思うんです。

女性に欠けているものとは

下村：政治家もそうですが、女性が社会でリーダーシップを発揮する場合、日本女性に欠けている側面、女性はこういうところを強化するべきだとか、勉強するべきだとかそういうものはありますか。

鎌田：日本の女性のどついつところが課題かと考えた時に、いわゆる甘えの境地に入ってしまう時があるんですね。それは、女性と男性との違いを自分の特徴だと捉えるというよりも、女というものを武器に使う、甘えて、本来の正しい論調でいかなくなってしまふ時があるんです。また、政治に関しては、やはり一度で成し遂げることは難しい。それに対する覚悟というものを甘さを感じる時があります。女性は甘さをもう少し取り去ることが必要なと感じています。

吉川：女性の会議では、自分の思いの丈を話して、誰も止められないという時があるんです。女性と男性が、同じ土俵の上で議論を闘わせるためには、同じように議論をしていく技術を身に付けたいといけません。これは、経験により十分に改善をして



吉川まゆみ氏

いけるものだと思います。あと、女性は腹がくくれるかくくれないか、その部分でまだ弱いかと思えます。もう一点、女性議員を増やしていくという観点から見ると、女性は環境、福祉、教育の生活に密着している分野には確かに詳しいが、経済とか産業などその部分もきちっと理解したうえで、議論ができないと、男性からの支持は決して得られない。

女性の政治参画を進めよう

下村：突然国会議員といっても難しいので、県会議員とか市会議員とか町会議員とか、村会議員とかにもっと女性の議員の数を増やして層を厚くしていかないと国会議員を輩出しにくいと思つたんです。そういうことに関して、ローカルなレベルでの選挙、あるいはどついつ女性政治参画をローカルなレベルで進めていけばよいかということ、何かありますか。

鎌田：私の体験からすると、自分を持っているということとはすくく大事だと思つています。そして、第一歩の、初めの一歩を踏み出す勇気をぜひ持つこと。これは大事



鎌田さゆり氏

じゃないかという事です。

吉川：私も全く同じで、初めの一步を出すことが、非常に大変だと思います。また、今まで皆さんは女性候補を推した経験があまりないわけですね。女性候補を推すということが、どういふことかということを経験していただくことで、だんだんと国会議員の数は増えてくると思うんです。それと、どうか女性は女性の足を引つ張らないで下さい。女性だけは女性の味方であって欲しいと思います。

岸 井：結論的に言いますと、中央、地方、センター、ローカルという差を考える必要は、全くないです。時代は変わってきているし、それから、中央の政治を変えていくのは、やっぱり地方から。知事さんはいろんな形で変わってきましたよね。そういう流れの中で、今までのままの枠組みで政治が続くとほちょっと考えにくい。新しい

視点で政界再編というのは避けがたい。この間亡くなられた文化人類学者のトール・ハイエルダールさんという方は、シンプルに原点に戻って全てを考え直す必要がある、その時期にきていると言っている



下村：今日4人の方々のメッセージをお聞きして最後に一言。そもそも人口の半分を占める女性が、重要な決定に参画できないこと自体がおかしいので、良くなるうが悪くなるうがこれは権利である。この問題意識を持つべきだと思っんです。だから良い悪いじゃなくて、参画の権利を主張すべきだと思っんです。そういう社会を早くにかくつくつてみましようということ提案したいということ。今日は本当にパネリストの皆さん、ありがとうございました。



赤松 良子氏

います。このハイエルダールさんの言葉を、直截に原点に帰ってシンプルに訴えられるのは、女性の方が強いです。そこから地方の、そういう強い感覚、歴史観を持った議員を育てていくことが、日本を本当に変えていくと思っんです。
赤松：県議会に女性がゼロというところが、今二つあるんです。ゼロはおかしいということだけは、本当に単純な話で。ゼロだったら、県議会に女性の声を全然反映してくれないわけですから。そんな馬鹿な話はないはずなんです。

実施報告

地域リーダー養成講座(基礎コース)



グループで積極的に意見を交換する参加者の皆さん

男女共同参画社会の形成を目指し、県内各地で活動する地域リーダーの育成を目的とした「地域リーダー養成講座(基礎コース)」が開催され、県内各地から集まった第1回17名、第2回40名の受講者が地域リーダーとしてのレベルアップを目指して講座に取組みました。

各回、前・後期とも各1泊2日の講座では、男女共同参画社会の現状と課題、地域振興論、メディア論、企画表現力のスキルなど、地域リーダーとして必要な基礎知識について学んだほか、「ディベート」演習(第1回)や実効性のある男女共同

第1回
前期 6月1日(土)～6月2日(日)
後期 6月22日(土)～6月23日(日)
第2回
前期 7月4日(木)～7月5日(金)
後期 7月25日(木)～7月26日(金)
参画プランづくりについての座談トーク(第2回)が行われました。
また、各回最終日に行われた下村館長による対話討論では、今の時代に求められるリーダーシップの要件について、真剣かつ活発な討議がなされました。



下村館長との対話討論でも活発な討議が

「創造都市への挑戦」

～住民の創造力による新しい地域活性への道～

とき 平成14年6月16日(日)13:30～15:30
 ところ 福島県男女共生センター
 講師 立命館大学 政策科学部教授 佐々木雅幸氏



佐々木 雅幸 氏

立命館大学政策科学部教授の佐々木雅幸氏を講師に迎え、6月16日(日)に開催した未来館フォーラム。企業誘致に頼らない、住民の創造力による新しい地域経済活性についてお話しいただいた講演内容を要約してご紹介します。

創造的な都市とはどんな都市かということについて、いくつか事例を挙げてお話ししたいと思います。

イタリアのポローニャは人口が40万人ぐらいで、歴史は3000年ぐらいたと言われています。例えば、ポローニャにある大学の歴史は900年で、大学が学生によって自主的につくられたのは、ポローニャが世界で最初です。勉強したい人が集まって自主的に勉強する、それが町の中心的な施設としてあるというのには創造都市の条件だと言えるでしょう。もう一つ特徴的なのは古い文化財が町の中に保存されています。彼らは街の中に古い建物を残すとか、建物が持っている歴史的な遺産を生かし

ながら新しいものをつくっています。そして、ポローニャの街では、さまざまな若い芸術家が集まって、自発的に協同組合やグループをつくり、演劇や音楽、絵画や映画などをつくり出して、それを行政が温かく見守るといような活動をしています。それで、このポローニャはヨーロッパの文化創造都市として今、名前をはせています。

イギリスのパーミンガムもヨーロッパの文化都市として注目されています。パーミンガムはかつて世界の金物工場と呼ばれ発展してきました。しかし、近年は工場の空洞化が目立ち、都心の衰退が激しくなりましたので、人間中心の都心再生戦略を探っています。かつて都心にあったカスタード工場は、芸術家のアトリエとして蘇っています。千人を超える芸術家がここに集まり、新しい文化創造空間をつくり出しています。

日本でも、金沢は、加賀百万石の文化遺産をうまく吸収し、それを乗り越えながら、新しいものをつくりだそうという都市になっっていると思います。例えば、金沢市民芸術村は、紡績工場の跡地を全部新しいものに切り替えることなく、それを利用してつくられた文化遺産となっています。放っておいたら朽ち果てていくものに手を加えて、それの持っている良さを見いだすことによって、その町の歴史を活用することができます。そして、新しい芸術を市民が参加してつくり出すこと、それが既存の産業や町づくりのアイディアにも波及していくことになると考えています。

京都では、1869年に開校した長い歴史をもつ旧明倫小学校の校舎を利用して、2000年4月にアートセンターが開設されました。このセンターの役割は、市民の芸術をつくり出す課程を支援していくことというこ

とで、特に若い人たちが、演劇の稽古をしたり、音楽の練習をしたり、美術のアトリエで作品を作ったりすることをこの施設の使用目的としています。また、西陣一帯では、空家となった町家や倉庫にアーティストたちが移り住んで、失われた生活感を取り戻そうとする試みが始まっています。

我々は、今新しい二十一世紀型のグローバルゼーションの社会に入っていますが、これからはその土地独自のものと、外から吹いてくる新しい風を相互に刺激しあうことが大事だと思います。土は定住者で、風は絶えず流れている文化です。風土は風と土がうまく混じり合っているときに形成されるわけです。そこに新しい文化が創造されるので、そういう機能を、もう一度地域や都市の中に蘇らせることを意識的にやっていくことが、創造都市をつくり出す近道だと思います。

参加者募集のお知らせ

「館長サミット」

男女共同参画社会の実現をめざして、全国の女性関連施設の館長が熱く意見を交換します。

開催日時 10月3日(木)

開催場所

福島県男女共生センター 研修ホール

テーマ

「女の元気が地域を変える」

「女性がリーダーシップを発揮するために」

出演者

有馬真喜子氏(フォーラムよこはま前館長)

加賀美幸子氏(千葉市女性センター館長)

樋口 恵子氏(女性と仕事の未来館館長)

藤原 房子氏(日本女子会館理事長)

政野 澄子氏(福井県生活学習館館長)

三隅 住子氏(北九州市立男女共同参画センター所長)

「コーディネーター」
下村 満子館長(福島県男女共生センター)

無料託児(事前予約制)あります。

公開講座
「今求められる
リーダーシップとは」

地域リーダー養成講座の一部を公開します。今、求められているリーダーシップとは何か？

当センターの下村満子館長が県民の皆さまと熱く語り合います。

開催日時

9月29日(日) 13時10分～15時10分

開催場所

福島県男女共生センター

募集定員/30名(先着順)

参加費/無料

平成14年度
未来館フェスティバル
実行委員募集

平成15年3月1、2日に開催する、未来館フェスティバルの企画・運営にボランティアで参加していただける実行委員を募集しています。

活動期間 平成14年10月～平成15年3月

募集人数 15名程度

募集期限 平成14年10月12日(土)

なお、実行委員活動にかかる出費や交通費は支給しません。

その他、詳細につきましてはお問い合わせください。

福島県男女共生センター 事業課

☎0243(23)8304 直0243(23)8314

「ボーディル・クローグさん
講演会」

男女平等先進国のノルウェーは、女性のためのさまざまな制度やサポートシステムが整っています。

ボーディル・クローグさんは3人の子どもの母もつシングルマザーですが、国の制度を利用して子育てと仕事を続けてきました。

クローグさんの体験を中心に、30年かけて実現されたというノルウェーの男女平等社会についてお話を伺います。

開催日時

10月12日(土) 13時30分～16時30分

テーマ

「男女平等を実現した国
ノルウェーからのメッセージ」

開催場所

福島県男女共生センター 第2研修室

募集定員/100名(先着順)

参加費/無料

講師/ボーディル・クローグ

無料託児(事前予約制)あります。

無料託児(事前予約制)あります。

「未来館であ
ましましよう！」

センター施設紹介

福祉機器展示室

福島県男女共生センター福祉機器展示室では、多種多様な福祉用具・機器を約600点展示しています。

福祉用具はすべて手に取ってご覧いただくことも、利用体験することもできるようになっています。また、福祉用具には一点カードがついており、カードには介護保険制度における取り扱い方法が記載されていますので、福祉用具サービスを受ける際は、大変参考になると思われます。



福祉用具・機器の展示

ご来館の皆様は福祉用具についてよりわかりやすく理解していただけるように、大きく2つのコーナーに分けてご紹介しています。
展示コーナー 高齢者モデル室

福祉用具・機器の相談

福祉用具・住宅環境等に関する相談
福祉用具の利用手続き等の情報提供

ビデオの閲覧

福祉用具・介護に関するビデオを閲覧できます。

開館時間

9時～12時、13時～17時

休館日

月曜日(この日が祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)

福祉用具・機器に関する問い合わせ先

福島県男女共生センター福祉機器展示室
(福島県介護実習・普及センター)

TEL 0243(23)8316 FAX 0243(23)7863

福島県からの お知らせ

審議会等における女性委員の割合

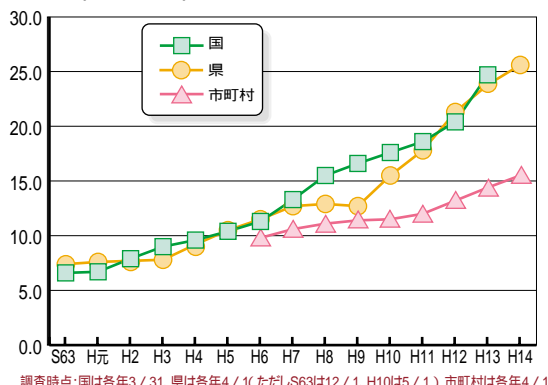
県では、ふくしま男女共同参画プランの基本目標に掲げている「意思決定過程における男女共同参画の拡大(意思決定過程における女性の参画の促進)」を実現するため、地方自治体の各種審議会等における女性登用の拡大を進めています。

今回、14年度(14.4.1現在)の県及び市町村における各種審議会等への女性委員の登用状況(女性委員の比率)を取りまとめましたので、お知らせします。

県の状況(H22目標値 33.3%)
25.6%(H13; 23.8%、1.8%上昇)
市町村の状況(H22期待値 30%)
15.5%(H13; 14.4%、1.1%上昇)

審議会等における女性委員の比率(単位:%)

	国	県	市町村
S63	6.6	7.4	-
H元	6.7	7.6	-
H2	7.9	7.7	-
H3	9.0	7.8	-
H4	9.6	9.2	-
H5	10.4	10.5	-
H6	11.3	11.5	9.8
H7	13.1	12.7	10.6
H8	15.5	12.9	11.1
H9	16.6	12.7	11.4
H10	17.6	15.5	11.5
H11	18.6	17.8	12.0
H12	20.4	21.3	13.2
H13	24.7	23.8	14.4
H14	-	25.6	15.5



調査時点:国は各年3/31、県は各年4/1(ただしS63は12/1、H10は5/1)、市町村は各年4/1

県としては、女性委員の登用率が、ふくしま男女共同参画プランで定められている目標値の33.3%を目標年次である平成22年までに達成できるよう、引き続き女性登用の拡大に努めていきます。

男女共同参画に関する意見申出制度について

県では男女共同参画に関する県の施策について意見を申し出ることが出来る制度を新設し、7月1日から運用を始めました。

申し出の方法

申出される方には、申出内容を書面で男女共生センターに提出していただきます。
ご不明な点は、男女共生センターまたは県庁県民環境室人権・男女共同参画グループにお問い合わせください。

申出に対する対応

この申出に対応するため、男女共同参画推進員を設置しました。
推進員は申出をしたご本人に対し事実関係の確認を行います。
推進員は、その後、調査をした上で関係する県の機関に意見を述べる事ができます。
意見陳述を受けた県の機関は、期限までに対応結果を推進員に回答します。推進員は、対応の方針及びその結果について申出をしたご本人に連絡します。

意見陳述を受けた県の機関は、期限までに対応結果を推進員に回答します。推進員は、対応の方針及びその結果について申出をしたご本人に連絡します。
推進員は、1年分の対応状況を取りまとめ知事に報告し、知事は速やかにこれを公表します。

意見申出に関する連絡先

福島県男女共生センター
電話 0243(23)8319
FAX 0243(23)8314
県庁人権・男女共同参画グループ
電話 024(521)7188

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針(案)へのご意見・ご提案の募集

年齢や性別、身体的能力にかかわらず、すべての人が安全・安心して生活・活動しやすい環境づくりを進めるための行動指針として、「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」の策定を進めています。指針(案)の内容について、県民の皆さまのご意見・ご提案を募集しています。

資料入手先: 県民環境室ホームページ
http://www.pref.fukushima.jp/kenmin/u_d/index.html
または、右の連絡先にお問い合わせください。

募集期間
9月30日(月)まで(当日消印有効)

詳しくは:
県庁県民環境室 人権・男女共同参画グループ
〒960-8670(住所記載不要)
電話: 024(521)7188 FAX: 024(521)7887
電子メール: jinken@pref.fukushima.jp

センターからのお知らせ

図書室利用について

当センター図書室は、女性学・男性学・ジェンダー学などの男女共同参画関連図書を中心に、各自治体の行政資料等を収集しており、これらの資料は、貸出しや閲覧にご利用いただけます。

また、ジェンダーやセクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスに関する学習ビデオも備えています。ビデオは、学習会などで上映する「館外貸出」も行っておりますので、研修や講座等でもお使いいただけます。

図書室の利用時間について

午前9時～午後8時
センター休館日の前日
午前9時～午後5時

休館日について

毎週月曜日、
12月29日～1月3日

月曜日が祝日の場合は開館します。その場合、翌日の火曜日が休館日となります。

貸出冊数・貸出期間について

・図書：貸出冊数 5冊
貸出期間 15日以内
・ビデオ：貸出点数 3本
貸出期間 8日以内



インターネットによる資料の検索も



問い合わせ先
資料の貸出しやレファレンスに関することは左記の問い合わせ先にご連絡ください。

福島県男女共生センター図書室
〒0243-2383 08
0243(23)8314



所在地 / 二本松市郭内一丁目196-1

J R 東北本線 二本松駅より徒歩 12 分
東北自動車道 二本松 I.C より車で 5 分

風情豊かな城下町から世界へ情報発信

東の阿武隈高地、西の奥羽山脈により中通り、会津、浜通り地方に三分されている福島県は、火山や湖沼・高原・海岸など豊かな自然に恵まれています。ここには、「智恵子抄」にうたわれた「あの光る阿武隈川」や「ほんとの空」があり、人・モノ・文化・情報の活発な交流が行われています。

「女と男の未来館」のある二本松市は、中通りに位置し、提灯祭りや菊人形が催される風情豊かな城下町です。



（本誌についてのご意見・ご感想をお待ちしています。）



表紙の作品
森の包容 82pcs. (近藤 康広)

未来館NEWS NO.7 2002年9月

編集・発行 財福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県男女共生センター～女と男の未来館～
〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1
☎0243(23)8301(代) ☎0243(23)8312

ホームページアドレス：http://www.f-miraikan.or.jp
メールアドレス：mirai@f-miraikan.or.jp



編・集・後・記

男女共同参画やジェンダーフリーについて、それぞれ異なる考えをもつ人がいるかと思えます。個人差はありますが、自分たちの生活に関わることであるので、たくさん議論や話し合いをしてみるとよいのではないのでしょうか？

特定の「型」に全ての人が納まる必要もないし、無理に納めようとする必要もないと思うのですが、それを実践するのにも結構難しい？

(OT)

全国各地の自治体で、男女共同参画に関する条例が制定されてきています。みんなが自分らしい生き方を自然に選択できる社会に、少しずつ近づいているのかなと思います。

(TA)